

〔令和８年第２回定例会〕

宗 像 市 議 会 一 般 質 問

日 程		発言順	議員氏名	発 言 の 項 目
6月30日(火)	午前	1	安部 芳英	1 世界遺産があるまちの政策を
				2 安全・安心なまちづくりについて
		2	北崎 正則	1 宗像の教育の充実を図るためには
	午後			2 本市の公共交通について
				3 もう手に負えない維持管理
		3	伊達 正信	1 子どもたちの通学時の安全確保について
7月1日(水)	午前			2 中小企業・小規模事業者等への市の支援施策について
		4	石松 修	1 子どもを性暴力被害から守るために
		5	岩岡 良	1 福岡県の副首都指定を見据えて
	午後			2 空き地対策について
		6	田中 るみ子	1 子どもたちが安心できる居場所を
				2 外国につながる子どもへの日本語教育の充実を
7月2日(木)	午前	7	花田 哲司	1 空き家対策について
		8	井本 美帆	1 子どもの居場所の選択肢について
				2 社会参加を支える介護予防について
	午後			3 アクアドームの今後の方向性について
		9	三島 隆由	1 高齢者が必要な支援を受けられる環境整備について
				2 特別な支援を必要とする児童生徒への支援について
7月2日(木)	午前	10	木藤 裕司	1 中学校部活動の地域展開の現状は
		11	吉田 剛	1 人口減少時代における将来ビジョンと地域未来戦略
		12	井浦 潤也	1 頻発する豪雨災害における対策は その2
	午後			2 防災重点農業用ため池の安全管理について
		13	新留 久味子	1 「自動運転バス」の実証運行事業の必要性を問う
				2 滞納者に寄り添う税や保険料の徴収のやり方
7月2日(木)	午後	14	神田 亜希子	1 宗像市の自然環境を守るために
		15	齋藤 元孝	1 宗像市の産業振興政策と税制の整合性を問う
				2 公平で平等な投票環境の実現に向けて

一人あたりの質問時間は答弁を含めて最大５５分です。【質問者数：１５人、質問項目：２７項目】

一般質問は通告制です。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（16）番 安部 芳英

以下のとおり通告します。

発言順	1	受領日時	令和8年5月26日 8時30分
項目1	世界遺産があるまちの政策を		
テロップ	世界遺産があるまちの政策を		
	2017年の世界遺産登録から来夏で10周年を迎える。かけがえのない宝、歴史・文化を次世代へつなぐためには、遺産を「守る」対象から「地域を支える資産」として活用し、観光消費を地域産業の活性化につなげ、その成果を再び遺産の維持保全や市民へ還元するといった「守る・稼ぐ・還元する」の好循環こそが、宗像市の未来を支える持続可能な地域経営の姿であり、これらを構築することが世界遺産のあるまち、宗像市の次なる使命であると考え、以下質問する。 (1) 登録後10年間、本市にもたらされた直接的・間接的な経済効果をどう分析しているか。 (2) 世界遺産を有する国内外の自治体との相互貢献や広域連携についての検討実績は。 (3) 本年、登録30周年を迎える厳島神社は、本市と同じ御祭神である。この共通点を生かし、「共通御朱印」「巡礼ルート」「三女神サミット」「共同宣言」など具体的連携策を模索し、広域周遊、滞在時間延長、国際発信、信仰文化継承につなげることができるか考えるがどうか。 (4) 世界遺産観光地として屋久島では、環境・文化等に配慮する責任ある旅行者（レスポンスブル・トラベラー）の育成が実践されている。本市も沖ノ島遥拝、大島オルレなどがあり、自然への畏敬の念を育む本質的な観光を推進すべきと考えるが、市の見解は。 (5) 将来的な保全財源確保のため、屋久島で実施されている協力金制度やQRコード決済による簡易な寄附など世界遺産の保全に貢献できる仕組みの導入が必要と考えるが、市の見解は。 (6) 一般の上陸がかなわない沖ノ島を身近に感じ、その価値を次世代へつなげる機会の創出と、自然・文化の保全等のための「世界遺産センター」設置に向けた目下の進捗と課題は。		
項目2	安全・安心なまちづくりについて		
テロップ	安全・安心なまちづくりについて		
	近年の激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命と財産を守るためには、過去の教訓を生かした防災体制のアップデートと生活基盤であるインフラの強靱化が不可欠である。 また、児童生徒が毎日利用する通学路の安全確保においては、ハード面の整備のみならず、法改正に伴う新たな交通ルールの変化への即応が求められる。 これまで本会議等において重ねてきた議論の進捗状況を検証するとともに、国の法改正の動向や本市が直面する新たな課題を踏まえ、市の見解および今後の取組について、以下質問する。 (1) 防災対策について ア 田久交差点や赤間駅周辺等の市内水害対策について、県や国への働きかけの進捗や反応は。 イ 令和7年度に発生した水害、土砂災害の復旧状況は。 ウ 災害状況の把握、情報共有及びニーズ調査のアップデート状況は。 エ 復旧対策本部の設置及び復旧状況が可視化できるシステムの検討状況は。 オ 災害ボランティアの事前登録、募集手法及び人材育成の進捗は。 カ 自主避難所となり得る自治公民館の建設・維持・機能強化に関する支援策の在り方についての調査研究状況は。 キ 指定避難所となり得る小中学校の通信環境の現状を把握しているか。 ク 福祉避難所の指定状況と今後の展望は。 (2) 下水道処理施設のBCP（業務継続計画）について ア 現在の処理施設を更新することとした理由と更新スケジュール及び想定費用は。 イ 施設が緊急停止した場合の対策は想定しているか。 (3) 道路法・道路交通法改正等に伴う通学路の安全確保とインフラの課題について ア 通学路における自転車通行空間の定義と本市の整備状況は。 イ 通学路の歩道における自転車と歩行者の通行区分の現状と課題は。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（17）番 北崎 正則

以下のとおり通告します。

発言順	2	受領日時	令和8年5月26日 9時25分
項目1	宗像の教育の充実を図るためには テロップ：宗像の教育の充実を図るためには 多様な子どもたちに対する教育ニーズが高まる中、文部科学省は、柔軟な教育課程編成を促進するため、各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とする調整授業時数制度の導入を検討している。本市では、令和8年度からこの制度を先取りして試行する「教育課程柔軟化サキドリ研究校」として6校が指定され、既にこの取組を始めている。 また、本市には、教室が不足する大規模校が存在する一方、児童生徒数の減少が深刻化している小規模校も存在している。学校間での教育環境に大きな差が出てきていることは大きな課題であると捉える。 これらのことを踏まえて、宗像の教育の充実を図るため、以下のことについて伺う。 (1) 調整授業時数制度について ア この制度の導入によって、従来の教育課程からどのような点が変化するのか。また、それにより期待される効果と課題は。 イ この制度を導入にするに当たって、現場の教員、保護者や地域住民への周知はどのように行ったのか。 (2) 適正な学校規模や教育環境について ア 児童生徒数の増減に伴う学校規模の適正化に向け、本市ではどのような課題があるか。 イ 今後もますます特別支援学級の増加が考えられるが、増加を見込んだ適切な教育環境は確保できるのか。		
項目2	本市の公共交通について テロップ：本市の公共交通（特に玄海地区）について 長年にわたり、玄海地区（特に鐘崎線の一部）の公共交通を支えてきた西鉄バス路線の一部が3月末に廃線となり、令和8年4月1日から宗像市ふれあいバスの新規路線「玄海線BRT」が運行されている。 そこで、以下のことについて伺う。 (1) 現状での市民の反応は。また、特に利用者からの反応はどうか。 (2) 当初苦慮していた運転手確保や運行経費の増加への対応などの現状は。		
項目3	もう手に負えない維持管理 テロップ：もう手に負えない維持管理 近年、高齢化や社会情勢の変化による自治会加入率の低下等により、自治会が公民館等の維持管理に苦慮しており、深刻な問題になっていると聞く。 そこで、以下のことについて伺う。 (1) 公民館の法面の草刈りなどの自主管理が困難になっている自治会もあると聞く。市はそういった自治会の状況を把握しているか。 (2) (1) のような課題を抱える自治会に対して、市として支援を検討できないか。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（18）番 伊達 正信

以下のとおり通告します。

発言順	3	受領日時	令和8年5月26日 10時58分
項目1	子どもたちの通学時の安全確保について		
テロップ	通学時の安全確保について		
市内の道路で、経年劣化で消えかけている横断歩道の白線を見かけることがある。横断歩道は福岡県公安委員会が管轄しているため、そこに問い合わせてみると「承知はしているが、順番に補修している」との回答があった。しかしながら、市立小中学校近くの交差点などでは特に児童生徒の横断頻度が高く、横断歩道の白線が消えていることについては憂慮するものである。市内の交差点を点検し、早急に補修をしないと危険度が高いと思われる横断歩道については、公安委員会に対して優先的に補修をするよう市から要望できないか。			
項目2	中小企業・小規模事業者等への市の支援施策について		
テロップ	地元事業者等への支援施策は		
(1) 令和8年度に国が実施する中小企業及び小規模事業者等への主な支援メニューのうち、本市でも実施している支援にはどんなものがあるか。 (2) 会派宗像志政クラブから、本年4月6日に「燃料価格高騰に伴う緊急支援策に関する要望書」を市へ提出した。その中で、安全安心まちづくり基金等の活用も視野に入れて、本市独自の緊急支援施策を検討することを記したが、中東紛争問題も含めて世界情勢は不安定であり、そのことは現在も本市の地場産業に大きな影響を与えている。安全安心まちづくり基金等を活用した市独自の緊急支援策について検討しているか。 (3) 令和8年度のプレミアム付き商品券(むなかた P a y)の実施状況は。 (4) 令和7年3月議会の一般質問で、糸島市中小企業振興基本計画の前段となる「中小企業振興基本条例」を本市でも制定できないかという質問に対し、執行部からは、「条例の制定も含めて検討してまいりたい」との答弁があった。中小・小規模事業者は、雇用の維持だけでなく、商工会等を通じた地域活動の担い手としても不可欠な存在であり、本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることは明白である。また、世界情勢が不安定な中、市の責務や中小企業者が努めるべき事項等を定める「中小企業振興基本条例」を制定することは急務と考えるが、その後の市の考えは。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（９）番 石松 修

以下のとおり通告します。

発言順	4	受領日時	令和8年5月27日 10時2分
項目1	子どもを性暴力被害から守るために		
テロップ	「こども性暴力防止法」の対応について		
性暴力は子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、子どもの人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。学校や保育所、習い事といった、子どもたちを対象に教育・保育などを行う事業は、子どもたちとの間で「支配性・継続性・閉鎖性」のある特別な関係が生じる。このような子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、令和6年6月「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が成立し、令和8年12月25日に施行される。 この法律により、子どもに対して教育・保育などを行う事業者は、性暴力を防ぐため、日頃から子どもを性暴力から守る環境づくりを進めること、子どもと接する業務に就く人に性犯罪前科の有無を確認すること（犯罪事実確認、「日本版DBS」とも呼ばれる）、性暴力のおそれがある場合は子どもと接する業務に就かせないようにすること等の取組が求められる。 本市においても、市立小中学校や認可保育所、放課後等デイサービスなどの義務対象施設における確実な対応が求められる。また、指定管理者が運営している学童保育所や病児保育、学習塾、スポーツクラブ等の民間事業者に対して、認定制度の活用を促進していくことが重要であると考え 子どもたちが安心して学び、活動できる環境を地域社会全体で守っていくため、本市の施行に向けた準備状況と今後の対応について、以下質問する。			
（1）こども性暴力防止法について ア 市の基本的な考え方は。 イ 市の義務対象となる施設は。 ウ 市内の認定対象となる施設への市の対応は。 エ どここの部署が担当するのか。学校、保育、民間事業者など多岐にわたる分野を横断して一元的に管轄・推進する専門部署が必要では。 （2）市の義務対象施設の施行に向けた準備状況について ア 今後のスケジュールと具体的な取組内容は。 イ システム登録、犯罪事実確認・防止措置、安全確保措置、情報管理措置等をどのように行っていくのか。 （3）法律で防止すべき児童対象性暴力等や、それにつながり得る「不適切な行為」の範囲について、現場の従事者のみならず、子どもや保護者に対しても共通認識を持たせることが重要である。今後の教育や啓発、服務規律等の周知をどのように行っていくか。 （4）子どもや保護者からの性暴力に関する相談はどのような体制で行うのか。 （5）認定対象となる指定管理者が運営する学童保育所や学習塾、スポーツクラブ、認可外保育施設等の民間教育保育等事業者に対する制度の周知及び「認定事業者マーク（こまもろう）」の取得に向けた支援・促進策をどのように進めていくのか。 （6）本市が推進する部活動の地域移行について ア 法律の施行に伴う部活動地域移行における子どもへの性暴力防止に関する考え方は。 イ 過渡期において、義務対象と認定対象の切り分けをどのように考えるのか。 ウ 受け皿となる「認定地域クラブ」における子どもへの性暴力防止のための対応は。 エ 「中学生も参加できるスポーツ・文化芸術活動団体一覧表」掲載団体への対応は。 （7）この法律への対応を市として積極的に進めていくことが、令和8年度施政方針に掲げる“こどもの権利が保障され、健やかで自分らしい育ちが守られるこどもにやさしいまち”の実現につながり、「若者・子育て世代の定住が促進されるまち」としての定住施策の一環になると考える。市長の考えは。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（11）番 岩岡 良

以下のとおり通告します。

発言順	5	受領日時	令和8年6月8日 14時48分
項目 1	福岡県の副首都指定を見据えて		
テロップ	福岡県の副首都指定を見据えて		
令和8年3月31日、自由民主党と日本維新の会は、首都機能の一部を地方に移す「副首都構想」の関連法案の骨子案を取りまとめた。この骨子案は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策、その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的としている。 具体的な副首都の定義は、大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能（日本を先導する経済拠点の形成）を担う道府県とされており、その要件としては、「①政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること」「②経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること」「③副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること」のいずれにも該当する地域を含んだ道府県の申請に基づき、内閣総理大臣が指定するものとされている。 また、基本方針・基本施策として、副首都が指定されたときは、副首都ごとの整備方針を定めることとなっており、申請する道府県が副首都に指定された場合の具体的な設計図を国に提示しなければならないものである。 なお、この副首都については、日本国内で1か所と限定して定めるものではなく、場合によっては複数の道府県が副首都に指定される可能性が高いものであるが、これを見越した動きが福岡県内では既に始まっている。福岡県が副首都に関するプロジェクトチームを設置したほか、副首都申請における一形態として「道府県と政令市が協力して取り組む連携協定」も可能とされていることから、福岡市も同様にプロジェクトチームを設置しており、北九州市も両者と連携し、「3本の矢」で副首都指定を目指す考えを示している。 この点については、大阪市を廃止し特別区を設置したうえで副首都を目指す大阪府よりも、市を廃止しない連携協定で臨む福岡県の方が、大阪府よりも早く指定される可能性があるのではないかととも言われており、福岡県が副首都に指定される可能性は極めて高いものとする。 このような動きを見据えると、今後福岡県内の経済活動が新たに活性化すると期待でき、これは福岡市と北九州市の中間に位置する宗像市にとっても、将来的な人口動態も含めて極めて前向きな変化をもたらす好機にも成り得るため、これに向けた将来ビジョンの再構築が本市においても必要だと考えるが、市長の見解を伺う。			
項目 2	空き地対策について		
テロップ	空き地対策について		
少子化・人口減少に伴い、全国的に空き家・空き地対策の重要性が叫ばれ始めて久しい。本市においても、この課題解決を重要施策と位置づけ、特に空き家対策においては、令和5年に「宗像市空き家等対策の推進に関する条例」を施行し、管理不全な状態にある空き家に対し、助言又は指導が行えるようにしただけでなく、本条例に基づいた緊急安全措置を実施するなど、近隣住民の安全確保に注力してきた。それに加えて、空き家の解体費用を補助する老朽空き家等除却促進事業といった総合的な対策を年々強化するなど、一定の成果を上げていると評価できるが、空き地から発生する危険状態の除去については、平成18年に施行された「宗像市空き地の清潔保持に関する条例」がある一方で、同条例第7条に規定される代執行を実際に行ったことはなく、近隣住民からは抜本的な課題解決を望む声も大きい。 そこで、本市における空き地問題に対する市の認識と今後の対応を伺う。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（５）番 田中 るみ子

以下のとおり通告します。

発言順	6	受領日時	令和8年6月12日 13時11分
項目1	子どもたちが安心できる居場所を		
テロップ	子どもたちが安心できる居場所を		
宗像市子ども基本条例では、子どもは人として生きるために無条件に認められている4つの権利として、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」が定められている。また、子どもの居場所づくりについて、同条例第14条第1項に「市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない」と定めている。不安や孤立を感じている環境ではなく、安心していられる環境があつてこそ、子どもは自分の気持ちを表現したり、人と関わる力を育んだり、新しいことに挑戦したりすることができる。だからこそ、子どもの権利を保障する上で「安心できる居場所」は、重要であると考え。 小学校では、教員の働き方改革により児童の下校時間が以前より早くなった。中学校では、部活動の在り方が変わり、放課後の過ごし方が変化している。また、共働き世帯の増加により放課後から夕方の時間を子どもが一人で過ごすケースもある。今まで以上に放課後も含めて子どもが安心して遊べる、過ごせる居場所が必要であると考え、以下の質問をする。 (1) 子どもが早く下校することによるよい点と課題をどのように考えているか。 (2) 子どもの居場所をどのようなものだと捉えているか。 (3) 居場所づくりにおいて、市民団体とどのように連携しているか。			
項目2	外国につながる子どもへの日本語教育の充実を		
テロップ	外国につながる子どもへの日本語教育の充実を		
外国籍であつたり、日本国籍であっても外国にルーツがあつたり、母語が日本語ではなかったりと、外国につながる子どもの在り方はさまざまである。そんな中、令和7年3月議会で外国につながる子どもへの日本語教育等の学校教育の取組について一般質問をした。市内在住の外国人は令和6年末で1,196人、令和7年末1,316人と増えている。令和8年の外国人の児童生徒は52人であり、令和6年以降少しずつ増えている。 前回の質問から一年が経過したことを踏まえ、その後の日本語教育や多文化共生等の取組について、以下の質問をする。 (1) 日本語が分からない児童生徒への教育支援の状況は。 (2) 多文化共生は市民に理解を深めてもらうことが重要である。その後、どのように取り組んできたか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（３）番 花田 哲司

以下のとおり通告します。

発言順	7	受領日時	令和8年6月12日 14時9分
項目1	空き家対策について		
テロップ	人口減少下における本市の空き家対策は		
先日公表された令和7年国勢調査速報値において、本市の人口は前回調査と比較して約50人の減少となった。減少幅は大きくないものの、本市においても人口減少局面に入りつつあることを示す結果であると受け止めている。 人口減少そのものを否定的に捉える必要はないと考えるが、今後のまちづくりにおいては、これまでのように人口増加を前提としてきた施策や制度の在り方を見直し、人口減少社会に対応した地域づくりへと転換していく必要があると考える。 特に人口減少の影響で懸念されるのが空き家問題である。高齢化の進行や世帯構成の変化により、今後さらに空き家の増加が見込まれることに加え、近年は建築資材や人件費の高騰により新築住宅の価格が上昇し、住宅取得時の経済的な負担は大きくなっている。このような状況だからこそ、既存住宅ストックである中古住宅や空き家を地域資源として有効活用していく視点がこれまで以上に重要になると考える。 また、空き家は老朽化が進むほど売買や利活用が難しくなり、管理不全空家やそのまま放置すれば倒壊などの危険がある特定空家等へと移行する可能性も高まることから、危険な状態になってから対応するのではなく、活用可能な段階で市場流通や利活用を促進する取組が必要であると考え。また、本市には大島、地島などの離島地域や市街化調整区域があり、地域によって異なる事情を抱えていることから、地域の特性に応じた対応も求められる。 さらに、市民からは改善提案制度や各種相談を通じて空き家に関する要望も寄せられていると考えられ、それらの声を今後の施策へどのように反映していくのかは重要な視点である。 空き家は個人財産であり、行政が直接介入できる範囲には限界があることは理解しているが、人口減少社会における地域コミュニティの維持、住宅ストックの有効活用及び移住・定住の促進という観点から、行政の果たす役割は今後ますます重要になると考える。 そこで、本市の空き家対策について、以下質問する。 (1) 本市における空き家の現状及び課題をどのように認識しているか。また、大島、地島及び市街化調整区域での空き家問題をどのように捉えているか。 (2) 人口減少及び高齢化の進行により、今後の空き家問題で懸念されることや空き家問題が地域コミュニティにどのような影響を及ぼすと考えているか。 (3) 住宅価格が高騰する中、中古住宅や空き家の価値をどのように認識し、老朽化する前の流通促進や利活用の推進にどのように取り組んでいるのか。 (4) 空き家に関する自治会からの改善提案や要望の状況をどのように把握・分析し、施策へ反映しているか。 (5) 人口減少社会を見据え、官民連携を含めた空き家対策や地域資源としての空き家の活用など、今後の取組について市の見解を伺う。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（1）番 井本 美帆

以下のとおり通告します。

発言順	8	受領日時	令和8年6月12日 16時1分
項目 1	子どもの居場所の選択肢について		
テロップ	子どもの居場所の選択肢について		
制度の狭間にあって十分な支援を受けられない子どもたちがいる中、宗像市子ども基本条例にある「安心して生きる権利」や「自分らしく生きる権利」を守るためにも、学校内外で子どもの居場所の選択肢を増やしていく必要があると考え、以下質問する。			
(1) 学校内の子どもの居場所について、今後、子どもが安心して過ごせる環境づくりをどのように進めていく考えか。			
(2) 学校外の子どもの居場所について、今後、民間団体や地域との連携、既存の居場所づくり活動への支援も含め、子どもの居場所の選択肢をどのように増やしていく考えか。			
(3) 特性のある子どもたちについて、放課後等デイサービスの不足や学童保育所とのミスマッチなど、制度の狭間の課題をどのように認識しているか。			
(4) 夏休みなどの長期休暇期間中の子どもの居場所について、公共施設の活用や涼み処（クーリングシェルター）も含め、子どもの安全な居場所づくりをどのように考えているか。			
項目 2	社会参加を支える介護予防について		
テロップ	社会参加を支える介護予防について		
国は、介護予防について、運動機能の維持だけではなく、人とのつながりや社会参加、役割を持つことまで含めた視点を重視している。			
また、市においても、「住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせるまち」を目指し、健康づくりや介護予防に取り組んでいくことを踏まえ、以下質問する。			
(1) 市として、社会参加や地域とのつながりを、介護予防にどのように位置づけているか。			
(2) 多世代交流や農作業などの地域参加を今後どのように介護予防に生かしていく考えか。			
(3) 制度上は対応することが難しいケースも存在しているが、関係課や地域、民間団体と連携しながら、制度の狭間にいる人をどのように支えていくのか。			
(4) 宗像ユリックスアクアドームについて、介護予防の観点からどのような役割を期待しているか。			
項目 3	アクアドームの今後の方向性について		
テロップ	アクアドームの今後の方向性について		
宗像ユリックスアクアドームについては、単なるスポーツ施設ではなく、健康増進、介護予防、リハビリ、多世代交流を支える公共施設として重要な役割を担っていると考え。			
また、高齢者や運動初心者、リハビリ目的の方にとっては、専門職が安全に配慮しながら関わることのできる貴重な場でもある。そこで、以下質問する。			
(1) 宗像ユリックスアクアドームを、市として今後どのような施設として位置づけていくのか。			
(2) 現場の声や利用者ニーズを、今後の方向性にどのように反映していく考えか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（7）番 三島 隆由

以下のとおり通告します。

発言順	9	受領日時	令和8年6月15日 8時30分
項目1	：高齢者が必要な支援を受けられる環境整備について		
テロップ	：高齢者が必要な支援を受けられる環境整備について		
本市の要介護認定率は全国平均及び福岡県平均を約6%も下回っている。また、地域包括支援センターの職員からは、担当区域によって人手が不足していることや、人員確保の難しさを指摘する声を聞く。そこで、高齢化が進展する中、高齢者が必要な支援を適切に受けられる体制について、以下質問する。			
(1) 本市の要介護認定率が低い要因について、市はどう考えているか。			
(2) 介護予防事業の実施状況とその効果について、市はどう捉えているか。			
(3) 要支援者が必要な介護サービスにつながるための取組にはどのようなものがあるか。			
(4) 地域包括支援センターの人材確保について、現状と課題は。			
(5) 地域包括支援センターの担当区域及び運営事業の評価や課題について、市はどのように考えているか。			
項目2	：特別な支援を必要とする児童生徒への支援について		
テロップ	：特別な支援を必要とする児童生徒への支援について		
特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、それぞれの子どもの特性に応じた教育支援や将来を見据えた進路支援の重要性が高まっている。また、インクルーシブ教育の推進と個別支援の充実をどのように両立していくかも重要な課題である。本市の現状と今後の方向性について、以下質問する。			
(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の推移は。			
(2) インクルーシブ教育に対する市の考えは。			
(3) 支援を必要とする児童生徒が増加している背景とその対策について、市はどう考えるか。			
(4) 特別支援学校等を卒業した生徒の進路や就労支援について、市はどのように考えているか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（１０）番 木藤 裕司

以下のとおり通告します。

発言順	10	受領日時	令和8年6月15日 10時11分
項目1	：中学校部活動の地域展開の現状は		
テロップ	：中学校部活動の地域展開の現状は		
本市では、令和5年から本格的に部活動改革の取組を開始した。他市に先駆けて段階的に中学校部活動を廃止し、令和9年8月をもって地域クラブ活動への完全移行を目標とするなど、スピード感をもって取組を進めている。 さらに、令和8年4月からは、すべての休日（土、日、祝）の中学校部活動が休養日となり、いよいよ活動の主体が学校部活動から認定地域クラブ等に本格的にシフトしていくものと考えている。 また、国は令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。国がこのガイドラインにおいて部活動地域展開に対する方策を示したことで、以降の地域展開の具体性も見えてきたところである。 これらのことを踏まえ、中学校部活動の地域展開の現状について、以下質問する。 （1）令和7年に国が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に対する市の対応は。 （2）本市における部活動地域展開の進捗状況は。また、部活動の受け皿のひとつとなる認定地域クラブの立ち上げ状況は。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（15）番 吉田 剛

以下のとおり通告します。

発言順	1 1	受領日時	令和 8 年 6 月 1 5 日 1 3 時 1 1 分
項目 1	人口減少時代における将来ビジョンと地域未来戦略		
テロップ	人口減少時代のビジョンと地域未来戦略		
国は平成 2 6 年から、まち・ひと・しごと創生法の下で、地方創生に向けて、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取組を進めている。また、令和 7 年 6 月に閣議決定された「地方創生 2. 0 基本構想」により、地方創生の新たな方向性と政策の 5 つの柱及び各主体が果たす役割を定め、同年 1 2 月に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」では、政策目標として「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」を定め、その達成を目指している。この戦略で整理された施策を基盤にし、産業集積や大規模投資を通じた「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」を令和 8 年 5 月をめどに取りまとめる予定であったが、現時点では公表されていない。 本市においては、これまで第 1 期、第 2 期の宗像市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少問題への対応、地域経済の活性化、交流人口や関係人口の拡大、子育て支援、安心して暮らせるまちづくりなど、多岐にわたる施策を推進してきた。令和 7 年 4 月には第 3 次宗像市総合計画を策定し、第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略はここに統合されている。 令和 7 年国勢調査集計結果（速報）においては、福岡市や福津市など一部の市町村を除く県内市町村の人口は軒並み減少となり、本市は横ばいであった。 地方創生では、移住・定住、子育て支援、企業誘致などを通じ、人口減少に歯止めをかけることがこれまで重視されてきたが、今後は人口減少や高齢化を完全に回避することは困難であり、人口が減少しても市民生活を維持できる都市構造を構築する必要がある。 また、国土交通省は令和 7 年 1 2 月、令和の時代に合った都市再生を推進し、地域に投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる「令和の都市リノベーション全国推進運動」の展開を始めた。これにより、国・地方自治体が一丸となり、オープンデータを活用した立地適正化計画や都市計画の評価見直しを促進し、広域連携の推進、地域資源を生かしたまちづくりの強化を図っている。 このような時代の潮流を生かし、伊豆市長の 3 期目の施政方針と宗像市総合計画、国の地域未来戦略をつなげるために、以下質問を行う。 （1）伊豆市政の 2 期 8 年の成果を踏まえて、3 期目の 4 年間を通じてどのようなまちにしていきたいと考えるのか。また、市長が認識する最も重要な構造的課題は何か、まちづくりの基本姿勢を市長に伺う。 （2）平成 2 6 年から約 1 0 年間にわたる地方創生施策について、どのような成果があり、どのような課題が残ったと認識しているか。 （3）地方創生 2. 0 と地域未来戦略の方向性を市としてどのように受け止めているのか。また、これに伴い、本市の各種計画や政策展開を見直す考えはあるか。 （4）令和 7 年国勢調査集計結果（速報）の内容をどう受け止めているか。 （5）「令和の都市リノベーション」について、本市としてどのように取り組むのか。また、広域連携の考えは。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（13）番 井浦 潤也

以下のとおり通告します。

発言順	1 2	受領日時	令和8年6月15日 14時1分
項目1	頻発する豪雨災害における対策は その2		
テロップ	頻発する豪雨災害における対策は その2		
近年、全国的に線状降水帯の発生による集中豪雨や台風の大型化による災害が多発しており、毎年のように「大雨特別警報」が各地で頻繁に出されている。そのような中、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始され、情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表されることとなった。これは、市町村等が発令する避難情報や住民がとるべき避難行動の対応を分かりやすくすることが目的である。 本市においても、平成30年7月、令和5年7月、令和6年7月の豪雨により市内各地で道路冠水や土砂崩れが発生した。さらに、令和7年8月には、9日から11日の3日間で607ミリメートルという記録的な降雨により、住宅や店舗、道路、農作物等に甚大な被害が発生している。今後とも台風や豪雨により、川の氾濫や土砂崩れの危険性が高まり、市民の生命が脅かされる事態がいつでも起こり得ると考え、これからの水害対策について、以下の質問を行う。 (1) 福岡県が進めている河川整備について ア これまで県が進めてきた河川整備をどのように捉えているか。 イ 今後の県の河川整備計画を把握しているか。 ウ 河川整備について県との調整は行っているか。 (2) 本市がこれまで行ってきた水害対策について ア これまで行ってきた水害対策における成果と課題は。 イ 道路冠水警報システムの成果と課題は。 ウ 移動式排水ポンプ車の活用状況と今後の展開は。 エ 浸水対策補助金の交付状況と期待される効果をどのように捉えているか。 (3) 田熊地区のポンプ施設整備計画が前倒しで行われるとのことだが、今後のスケジュールと想定される効果は。 (4) 福岡県宗像玄海線（県道97号）の冠水状況に応じた対策として、福岡県、福岡県警察との三者間協議は行われているか。			
項目2	防災重点農業用ため池の安全管理について		
テロップ	防災重点農業用ため池の安全管理について		
農業用ため池は農業用水を確保するために人工的に造成された池で、降雨時には雨水を一時的に溜める洪水調整や土砂流出を防止する役割を果たすなど、地域に欠かせない施設でもある。 農業用ため池の中には、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、特措法に基づき都道府県知事が指定する「防災重点農業用ため池」も存在しており、特に大雨時の監視は重要である。しかしながら、ため池の水位や余水吐の流水状況の確認は危険を伴う作業でもあることから、防災重点農業用ため池を安全に管理できるよう、以下の質問を行う。 (1) 本市の「防災重点農業用ため池」の現状と課題は。 (2) 安全管理のために、監視カメラの設置を検討できないか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（19）番 新留 久味子

以下のとおり通告します。

発言順	1 3	受領日時	令和 8 年 6 月 1 5 日 1 4 時 1 9 分
項目 1	「自動運転バス」の実証運行事業の必要性を問う		
テロップ	自動運転バス実証運行は必要か		
本市では今、公共交通の在り方が大きな課題となっている。利用者の減少やバスの運転手不足などの状況からバス路線が廃止され、一部の地域では、高齢者だけではなく通勤通学者も公共交通による移動が困難になっている。 こうした状況の中、本市は令和 9 年度中の社会実装を目指し、令和 6 年度、令和 7 年度の 2 年間で自動運転バスの実証運行事業を行ってきた。しかし、本市にとってこの事業が本当に必要なのか、費用対効果などの観点から問い直す必要があると考え、以下質問する。 （1）令和 9 年度までの各年度の実証運行事業費の実績と予測は。 （2）令和 6 年度、令和 7 年度の実証運行事業費の財源の内訳は。 （3）実証運行事業の年度ごとの利用者数とその利用期間は。 （4）令和 8 年度、令和 9 年度の実証運行事業の内容は。 （5）令和 9 年度以降に自動運転バスを本格運行する場合、路線区間をどのように想定しているのか。			
項目 2	滞納者に寄り添う税や保険料の徴収のやり方		
テロップ	滞納者に寄り添う徴収のやり方は		
本市は令和 8 年 3 月議会の予算第 2 特別委員会の答弁の中で、後期高齢者医療保険料の滞納者に対して、督促状を発送した後に本人の資産などを把握して差し押さえを行うこと、また、最終的に年金も差し押さえるケースもあることについて言及があった。本市の納税指導がどのような方法で行われているのかについて、以下質問する。 （1）どのような納税指導を行っているのか。 （2）国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納者数が過去 5 か年で増加している。市は、この状況をどのように分析しているのか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（6）番 神田 亜希子

以下のとおり通告します。

発言順	1 4	受領日時	令和 8 年 6 月 1 6 日 8 時 3 0 分
項目 1	宗像市の自然環境を守るために		
テロップ	宗像市の自然環境を守るために		
第 2 次宗像市環境基本計画は、平成 3 0 年 3 月に策定され、計画期間を平成 3 0 年度から令和 9 年度までと定めている。令和 4 年度には中間見直しが実施され、目指す環境像として「宗像市は豊かな自然と歴史的資源に恵まれた市です。これら地域の誇るべき環境資源を大切にし、活かすことで将来にわたって持続する社会を形成します。」とあり、「豊かな自然と歴史を活かし、共に生きるまち宗像」としている。 令和 9 年度は第 2 次宗像市環境基本計画の最終年度を迎えることから、この計画の総括が行われると考えられる。そこで、本市の環境保全に関して、以下質問する。 (1) 市民から「太陽光発電ができてから、イノシシや鹿による畑の作物への被害が出て困っている」との声がある。このような農作物への被害などの実態を把握しているか。 (2) 市民から「家の近くに太陽光発電が設置されているが、耐用年数経過後にこの太陽光発電のパネルなどはきちんと撤去されるのか不安です」との声がある。市は、太陽光パネルの廃棄に関わる問題にどう取り組むのか。 (3) 里地里山の保全と再生について ア 本市において、里地里山の保全と再生に取り組むための課題は何か。 イ 太陽光発電が里地里山に与える影響は、どのようなことがあると考えられるか。 ウ 里地里山の保全と再生のために、どのような取組を行ってきたか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（２）番 齋藤 元孝

以下のとおり通告します。

発言順	1 5	受領日時	令和8年6月16日 12時8分
項目 1	宗像市の産業振興政策と税制の整合性を問う		
テロップ	宗像市の産業振興政策と税制の整合性を問う		
本市では宗像市産業振興計画を策定し、予算を投じながら様々な産業振興施策を実施している。本市は、福岡市と北九州市の中間に位置するベッドタウンとして発展してきたが、市内雇用の規模は必ずしも十分とはいえない状況にある。そのため、農業・漁業に加え、製造業やサービス業などの第二次産業及び第三次産業の振興を図り、市内雇用を創出・強化していくという方向性は、妥当な施策であると評価する。一方で、法人市民税法人税割の税率に関して、地方税法に基づく標準税率6.0%に対し、8.4%の超過課税を実施している。企業活動の活性化や産業振興を目指す一方で、標準税率を上回る税負担を事業者に求めていることから、産業振興政策と税制との関係について改めて整理する必要があると考える。 そこで、本市が目指す産業政策の方向性と超過課税の在り方との整合性について確認するため、以下質問する。 (1) 本市の目指す産業の在り方とはどのような姿か。 (2) 本市が産業振興施策を行う目的は何か。 (3) 本市の産業振興の現状と課題をどのように認識しているか。 (4) 法人市民税法人税割について、超過課税の対象となっている事業者数及び標準税率との差額として徴収している税額はいくらか。 (5) 超過課税による税収をどのような施策に活用しているのか。			
項目 2	公平で平等な投票環境の実現に向けて		
テロップ	公平で平等な投票環境の実現に向けて		
令和8年4月26日に行われた宗像市長選挙の投票率は、4年前の市長選挙の35.68%から41.07%に上昇した。宗像市では、C o C o k a r a ひのさにおける期日前投票所の設置や移動式期日前投票所の導入、離島地域における投票環境の改善など、民主主義の根幹である選挙への参画機会の確保に向けて積極的な取組を行っているものと評価する。 そのような中、福岡県粕屋町ではタブレット端末を活用した電子投票システムの導入が予定されているなど、有権者の意思がより反映されるよう、各自治体において様々な取組が進められている。一方で、本市は大島及び地島という離島を有しており、投票機会の確保や選挙執行において、離島を有していない自治体にはない課題を抱えている。 また、人口減少や少子高齢化が進む中、選挙事務についても限られた人員で効率的に執行していくことが求められている。特に本市の離島地域においては、投票機会の確保と選挙執行体制の維持を両立していく必要があると考える。 公職選挙法第1条には、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と規定されている。本市においても、投票環境の向上及び選挙事務の効率化を通じて、有権者の意思がより反映される選挙制度の構築を目指す必要があると考える。 そこで、公平で平等な投票環境の実現及び選挙事務の効率化の観点から、以下質問する。 (1) 今回の選挙をどのように総括しているか。 (2) これまで行ってきた投票率の向上に向けた取組と、その評価は。 (3) 離島地域における投票環境の向上に向けた取組と、その評価は。 (4) 粕屋町が導入予定のタブレット端末を活用した電子投票について、市は把握しているか。 (5) 電子投票について、どのようなメリットやデメリットがあると認識しているか。 (6) 選挙事務の効率化と投票環境の向上の観点から電子投票について調査研究する考えはないか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。